

**川口市都市計画法関係事務手数料条例(平成11年12月21日条例第53号)**

最終改正:平成27年3月12日条例第35号

改正内容:平成27年3月12日条例第35号[平成28年12月31日]

○川口市都市計画法関係事務手数料条例

平成11年12月21日条例第53号

**改正**

平成13年9月27日条例第48号

平成27年3月12日条例第35号

川口市都市計画法関係事務手数料条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づく都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)及び都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)に規定する事務に係る手数料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額等)

**第2条** 法及び省令に基づき市長に許可、承認等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。

(1) 法第29条第1項の規定に基づく開発行為許可申請手数料

ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合

(ア) 開発区域の面積が

0.1ヘクタール未満のとき。1件につき 8,600円

(イ) 同

0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。同 22,000円

(ウ) 同

0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。同 43,000円

(エ) 同

0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。同 86,000円

(オ) 同

1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。同 130,000円

(カ) 同

3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。同 170,000円

(キ) 同

6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。同 220,000円

(ク) 同

10ヘクタール以上のとき。同 300,000円

イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合

(ア) 開発区域の面積が

0.1ヘクタール未満のとき。同 13,000円

(イ) 同

0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。同 30,000円

(ウ) 同

0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。同 65,000円

(エ) 同

0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。同 120,000円

(オ) 同

1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。同 200,000円

(カ) 同

3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。同 270,000円

(キ) 同

6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。同 340,000円

(ク) 同

10ヘクタール以上のとき。同 480,000円

ウ その他の場合

- (ア) 開発区域の面積が  
0.1ヘクタール未満のとき。同 86,000円
  - (イ) 同  
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。同 130,000円
  - (ウ) 同  
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。同 190,000円
  - (エ) 同  
0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。同 260,000円
  - (オ) 同  
1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。同 390,000円
  - (カ) 同  
3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。同 510,000円
  - (キ) 同  
6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。同 660,000円
  - (ク) 同  
10ヘクタール以上のとき。同 870,000円
- (2) 法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為変更許可申請手数料  
変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、その手数料の額は、870,000円とする。
- ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額
  - イ 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前号に規定する額
  - ウ その他の変更については、10,000円
- (3) 法第41条第2項ただし書(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料 1件につき 46,000円
- (4) 法第42条第1項ただし書の規定に基づく予定建築物等以外の建築等許可申請手数料 同 26,000円
- (5) 法第43条の規定に基づく開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料
- ア 敷地の面積が  
0.1ヘクタール未満の場合 同 6,900円
  - イ 同  
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 同 18,000円
  - ウ 同  
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 同 39,000円
  - エ 同  
0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 同 69,000円
  - オ 同  
1ヘクタール以上の場合 同 97,000円
- (6) 法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料
- ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合 同 1,700円
  - イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合 同 2,700円
  - ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、ア及びイ以外のものである場合 同 17,000円
- (7) 法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付手数料 用紙1枚につき 470円
- (8) 省令第60条の規定に基づく法第29条第1項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付手数料 1件につき 6,000円

(手数料の徴収時期)

**第3条** 手数料は、申請のとき徴収する。

(手数料の免除)

**第4条** 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体から申請があつたとき。
- (2) 災害により建築物又は特定工作物が滅失し、又は毀損したため、当該滅失し、又は毀損した建築物又は特定工作物に代わるものを建築し、又は建設する者から申請があつたとき。
- (3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(手数料の不還付)

**第5条** 既納の手数料は、還付しない。

(委任)

**第6条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**(平成13年9月27日条例第48号)

この条例は、平成14年1月1日から施行する。ただし、第2条第1号及び第2号の改正規定並びに同条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成27年3月12日条例第35号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

---